

商工会のご案内

商工会は、行きます！聞きます！提案します！



神崎市商工会

〒842-0001 神崎市神崎町神崎 413-3
TEL 0952-52-7131 FAX 0952-52-0492

平成30年8月

商工会は地域に密着した 総合経済団体です。



商工会は、地域事業者が会員となり、ビジネスやまちづくりのために活動を行う総合経済団体です。「商工会法」に基づいて設立され、全国の市町村に1,660（平成29年4月現在）の商工会があり、約82万の事業者が加入しています。全国的なネットワークと高い組織率（地域事業者の約60%が加入）を有し、国や都道府県の小規模企業支援施策（経営改善普及事業）の実施機関としても、さまざまな事業を実施しています。さらに各都道府県には商工会連合会があり、広域的に地域事業者のみなさまを支援いたします。

商工会の2大事業

事業者の経営改善

経営改善普及事業

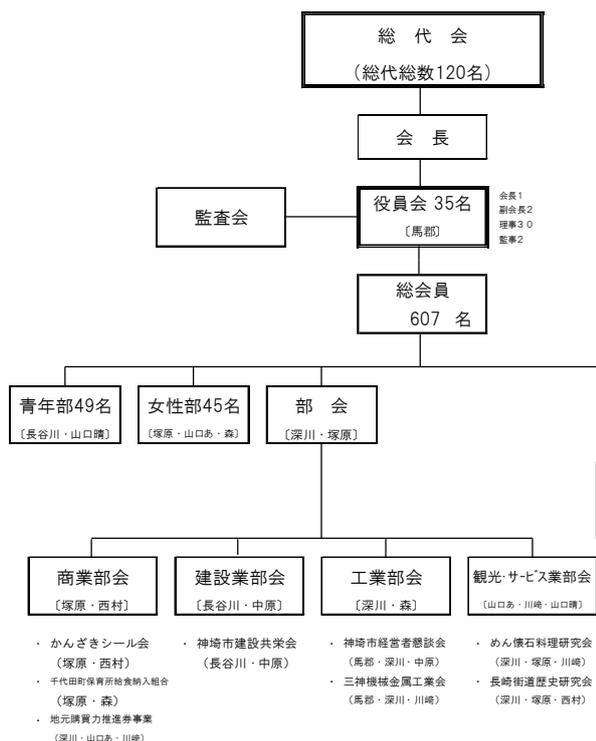
小規模事業者の経営や技術の改善発達のために、経済産業大臣や都道府県の定める資格をもつ経営指導員などが、金融・税務・経営・労務などの相談や指導に従事します。

地域社会の発展

地域振興事業

地域の「総合経済団体」として、また中小企業の「支援機関」として、経済活動を通じた元気な地域づくりと商工業振興のため、意見活動、まちづくり、社会一般の福祉の増進など、さまざまな事業に取り組んでいます。

神崎市商工会（組織図）



平成30年4月1日現在

地区内面積	125.01	km ²
地区内人口	31,790	名
商工業者数	1,137	名
会員数	579	名
定款会員数	20	名
特別会員数	8	名
組織率	50.92	%

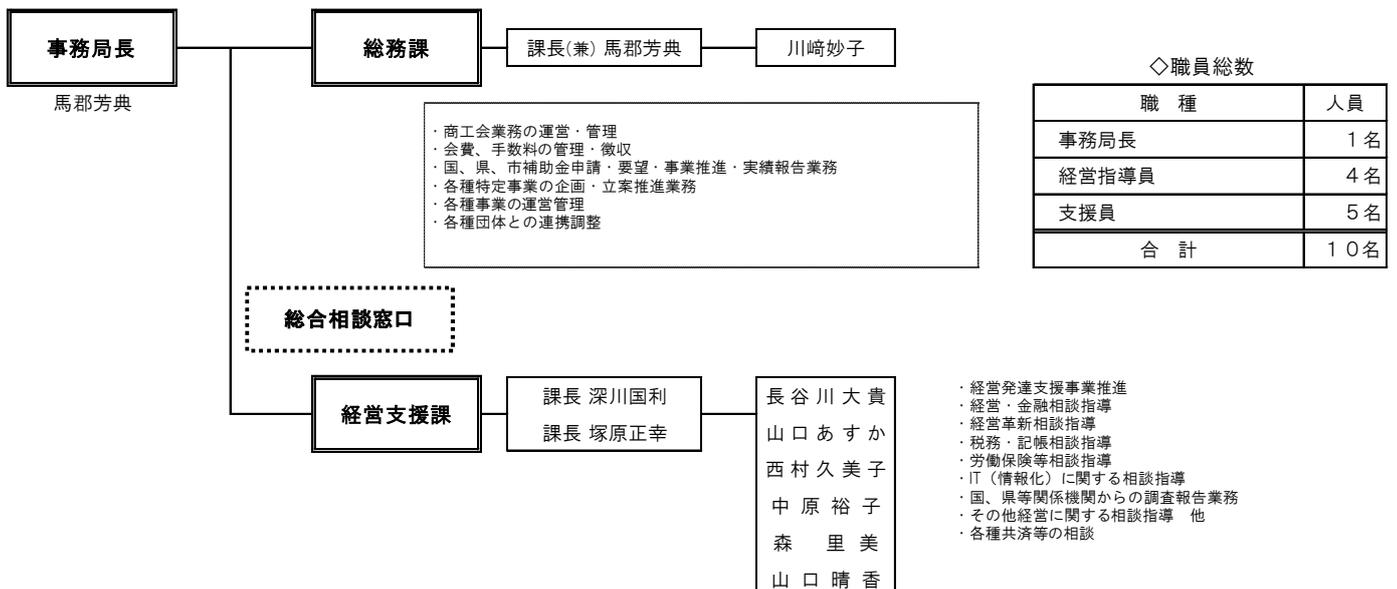
- 税務相談所 事業所 (深川・森)
- 労働保険事務組合 事業所 (長谷川・中原・森)
- 共済他 (深川・川崎)
 - 商工行審共済(深川・川崎)
 - 小規模企業共済(長谷川・山口崎)
 - 中小企業退職金共済(長谷川・山口崎)
 - 経営者年金共済制度(山口あ・中原)
 - 火災共済(深川・中原・森)
 - 業務災害保険(塚原・中原)
 - G S 1 事業所コード・リサイクル(深川・山口あ・西村)
 - 中小企業 P L 保険(長谷川・山口崎)
 - 鳥栖法人会(深川・山口崎)
 - タバコ組合(深川・森)
 - 神舞太鼓(西村)
 - 自動販売機・建築確認販売(川崎)
- 会員福祉共済(塚原・西村)
- 経営セーフティ共済(塚原・西村)
- 特定退職金共済(長谷川・山口崎)
- 経営者休業補償制度(山口あ・中原)
- 自動車見舞金共済(深川・中原・森)
- 個人情報漏えい保険(塚原・中原)

平成 30 年度 神崎市商工会 役員名簿

番号	役職	氏名	事業所名	番号	役職	氏名	事業所名
1	会長	永沼 功	(有)ルーキー	19	理事	永原 則昭	(有)魚喜
2	副会長	山崎 唯之	富士貨物自動車(株)	20	理事	井上 義博	(有)井上製麺
3	副会長	坂井 正彦	(有)姉石油	21	理事	渡辺 勝彦	W. S t y l e
4	監事	井上 孝司	井上治三郎製麺所	22	理事	山崎 清二	(株)ブレースホーム
5	監事	角田 再起	(株)角田工務店	23	理事	重松 大介	万両味噌醤油醸造元
6	理事	中島 敏	(株)和光堂	24	理事	島 正憲	(株)エースホーム
7	理事	山邊 竹雪	山辺住宅設備	25	理事	吉原 俊樹	(有)大阪屋
8	理事	船津 光弘	(有)船津製麺	26	理事	佐藤 信	シュズ・バックさとう
9	理事	納富 敏郎	納富商店	27	理事	眞崎 義隆	(有)眞崎製瓦工場
10	理事	福地 善孝	(株)福地建設	28	理事	松本 英司	(株)松本組
11	理事	寺崎 一善	(有)肉の明治屋	29	理事	倉永 大延	倉永建築設計工房
12	理事	宮地 数義	(株)宮地工務店	30	理事	陣内 巧	陣内サッシ店
13	理事	石川 博	(株)三神	31	理事	佐藤 健一郎	饅饨屋
14	理事	松永 義彦	松永建築	32	理事	田中 伸一郎	田中茶舗
15	理事	平峯 千恵貴	佐賀新聞千代田販売所	33	理事	江頭 鷹文	(有)エガシラ
16	理事	廣瀬 卓生	(株)広瀬百貨	34	理事	石井 れい子	神崎バッティングセンター・シルエット
17	理事	大坪 喜一郎	神崎素麺大坪製麺(株)	35	理事	栗山 里子	割烹菊水
18	理事	原口 澄雄	原口製麺				

平成30年4月1日

神崎市商工会事務局組織図



神崎市商工会（組織に関する事項）

1. 「総代制採用の有無、総代数、選出方法、任期」に関すること

(1) 定款第7条「規約」に於ける総代制採用の有無について

採用の有無	総代制を採用する。
提案条文	1 この定款で定めるもののほか、本商工会の業務の執行について必要な事項は、 総代会 の議決を経て規約で定める。 2 本商工会は、規約を設定したときは、遅滞なく、これを 市長 に届け出るものとする。これを 変更し、又は廃止したときも、同様とする。

(2) 総代数について

- (i) 総代の定数を120名とする。(会員数割合：19.4%、均等・会員比1対9)
 総代の任期は3年とする。

商工会名	会員数	均等割	会員割	総代数
神 埼	361	4	61	65
千代田	197	4	34	38
脊 振	29	4	7	11
計	587	12	102	114
青年部				3
女性部				3

※会員数は平成30年1月31日現在

2. 役員数、役員の選出方法及び任期について

(1) 役員の数及び構成

役員定数は、35名とする。内訳は、会長1名、副会長2名、理事30名、監事2名とする。
 役員の任期は3年とする。

組織名	会員数	均等割	会員割	役員数	役員÷会員
神 埼	361	1	17	18	5.0
千代田	197	1	9	10	5.1
脊 振	29	1	2	3	10.3
計	587	3	28	31	
青年部				2	
女性部				2	

平成30年1月31日現在

3. 会員の資格

(1) 定款第9条 「会員の資格」について

本商工会の会員たる資格を有する者は、本商工会の地区内において、引き続き6ヶ月以上営業所、事務所、工場又は事業場（以下「営業所等」という。）を有する商工業者、第52条に定める青年部の部長及び副部長並びに第57条に定める女性部の部長及び副部長とする。ただし、次に掲げる者は、本商工会の事業の円滑な推進のために必要であるとして、理事会が特に承認した場合は、会員となることができる。

- (1) 本商工会の地区内に引き続き6ヶ月に満たない期間営業所等を有する商工業者。
- (2) 本商工会の地区内で事業活動を行う次に掲げる団体。
 - ①相互会社 ②中小企業等協同組合 ③信用金庫 ④労働金庫 ⑤公社 ⑥青色申告会 ⑦法人会
 - ⑧スタンプ会 ⑨商店会 ⑩特定非営利活動法に基づく特定非営利活動法人 ⑪医療法人 ⑫社会福祉法人 ⑬産学連携・商工会事業等に関わる学校法人 ⑭地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する社団法人 ⑮地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する財団法人 ⑯地域経済の振興等に資する中間法人 ⑰まちづくり、教育・文化、観光資源等として地域経済の発展に貢献する宗教法人
- (3) 本商工会の地区内で自己の名をもって事業活動を行う次に掲げる個人。
 - ①医師 ②歯科医師 ③助産師

神崎市商工会（加入金・会費賦課基準）

1. 定款第10条 「加入」について

加入に際し加入金及び会費の納入を条件とする

<条文>

本商工会の会員たる資格を有する者は、総代会の議決を経て別に定める加入手続により、本商工会の承諾を得て、本商工会に加入することができる。

- 前項の加入の諾否は、理事会において決定する。
- 理事会は、前項の諾否を決定するときは、正当な理由がないのにその加入を拒み、又は加入につき不当な条件を付してはならない。
- 第2項の規定により理事会の承諾を得た者は、所定の加入金及び会費を納めた時に、本商工会の会員となる。
- 加入金の額及びその払い込み方法は、総代会の議決を経て別に定める。

2. 加入金徴収基準

区 分	金 額
個人事業所	5,000円
法人事業所（資本金1千万円以下）	10,000円
"（資本金3千万円以下）	20,000円
"（資本金5千万円以下）	30,000円
"（資本金1億円以下）	40,000円
"（資本金1億円超）	50,000円

3. 会費賦課基準

会費の徴収基準、払い込みの方法及び納期

（1）会費徴収基準〔年会費〕

会 費 名	資 格 等	金 額	
一般会費	個人会員	12,000円以上	
	法人会員	資本金1千万円以下	20,400円以上
		資本金3千万円以下	24,000円以上
		資本金5千万円以下	30,000円以上
		資本金1億円以下	36,000円以上
		資本金1億円超	60,000円以上
		資本金3億円超	120,000円以上
特別会費	会 長	48,000円	
	副 会 長	36,000円	
	役 員	24,000円	
	金融機関	25,000円より 40,000円	
	定款会員	12,000円より120,000円	
	特別会員	12,000円より 60,000円	

※ 大規模小売店等進出企業（工場・営業所等出先機関を含む）の会費については理事会に於いて別途協議し決定する。

※ 事業主が同一で、複数の事業所の加入を頂く場合は、それぞれが該当する会費の1/2を減額した額とする。ただし、定款会員や複数の事業主等が共同出資した法人等は除く。

（2）会費の払い込み方法及び納期

会費の納入は、原則として年1回または年2回に分けて商工会の指定する期日に銀行口座振替方式により前納してもらうものとする。但し、特別な事情があるものについては毎月払い及び会員の持参または商工会職員の集金によることが出来る。

神崎市商工会手数料規程（抜粋）



1. 税務手数料

（税務継続指導手数料）

1. 税務継続指導手数料の額は、次の通りとする。

- | | | |
|------------|----|--------|
| （1）記帳代行指導料 | 月額 | 5,000円 |
| （2）記帳指導料 | 月額 | 3,000円 |
| （3）決算指導料 | | 5,000円 |
| （4）申告指導料 | | 5,000円 |

2. 記帳指導料②の適用基準は、①複式簿記にて記帳された元帳を完備し、貸借対照表、損益計算書が整備されている方。②税務署への各種基本的手続きが来ている方とする。

3. 特別の事由により、前項の規定の適用が難しい場合は、会長が定める額とする。

（源泉所得税事務手数料）

源泉所得税の事務手数料の額は、源泉所得税の対象となる従業員1名につき年額1,000円とする。

（消費税申告事務手数料）

消費税申告事務手数料の額は、次の通りとする。

- | | | |
|------------|----|---------|
| （1）本則課税の場合 | 年額 | 10,000円 |
| （2）簡易課税の場合 | 年額 | 5,000円 |

2. 労働保険事務代行手数料

（労働保険事務代行手数料）

労働保険事務代行手数料の額は、次の通りとする。

- | |
|----------------------------|
| （1）確定保険料の5パーセント |
| 但し、下限3,000円、上限70,000円。 |
| （2）資格喪失手続きは、別途1人当たり1,000円。 |

3. 金融事務取扱手数料

（金融事務取扱手数料）

1. 金融事務取扱手数料の額は、次の通りとする。

融資決定額（既存債務の回収がある場合は、その差額）に対し

- | | |
|--------|----------|
| 会員の場合 | 0.1パーセント |
| 非会員の場合 | 0.3パーセント |

但し、下限1,000円、上限20,000円（非会員は50,000円）とする。

なお、100円未満の端数は切り捨てた金額とする

2. 特別の事由により、前項の規定の適用が難しい場合は、会長が定める額とする。

業務内容

神崎市商工会では経営に関する課題や問題等を解決するために、いつでも皆様のお越しをお待ちしております。

創業支援

創業を予定している方のために、創業計画書の作成や融資の斡旋、セミナー（創業塾）の開催など幅広い支援を行っています。

経営計画作成支援

経営計画とは、現状から将来のあるべき姿に到達するための「道しるべ」となるものです。絶えず変化する環境の中で、自社が現在よりも高い水準の目標を設定し、そのあるべき姿に着実に到達するために、計画作成から実現まで積極的に支援いたします。

金融指導

事業所の経営を安定、向上させるために、円滑な資金調達に関する相談や斡旋、金融制度に関する情報提供などを行っています。

専門家派遣指導

専門的な経営課題の解決のために、相談内容に応じた専門家を無料で派遣し、改善点をアドバイスいたします。

税務・経理指導

帳簿の付け方や決算、申告の仕方まで適切なアドバイスを行っています。また、所定の用紙を月毎に提出していただくだけで、元帳を作成し経営分析までを行う記帳代行サービスも行っております。

IT化支援

ビジネスチャンスの創出や経営の効率化を図るIT化のサポートを行っています。また、簡易ホームページ作成ツール「SHIFT」で、無料でホームページを持つことができます。本会が加盟している「ザ・ビジネスモール」では全国の商工業者からの商談案件を探すことができます。

労務指導

従業員の福利厚生のために、労働保険や退職金などのご相談にのり適切なアドバイスを行います。また、労働保険事務組合に加入いただくと、労働保険（労災保険・雇用保険）の事務代行を受けられる他、事業主や家族従事者も労災保険に加入することができる特別加入制度があります。

地域（まち）づくり

地域活性化のために、かんざき櫛田の市、夏祭り等のイベントの開催協力を行っています。

共済・保険制度

安心、有利な経営のために、各種共済や保険制度をご用意しております。

1. 全国商工会会員福祉共済

～大きな安心を手軽な掛金で～

もし万一、事故やケガが発生したら・・・。年齢の関係で保険加入が難しい。生命保険は加入しているけど、保障内容をより充実させたい。労働保険の補完の為に。このような方の為に安い掛金で充実した保障内容のプランをご用意しました。

けが 満6～80歳	けがによる死亡・後遺障害、入院、手術、通院を補償します	①掛金・共済金は年齢・性別・職種に関わりなく一律 ②天災でも「けが」の補償 ③仕事以外でも国内外24時間補償
病気 満6～74歳	疾病による入院、手術を補償します	④けがも病気も日帰り入院から補償 ⑤けがの補償80歳まで、病気の補償74歳まで
がん 満6～74歳	がん・けが・疾病による入院、手術を補償します	①初期のがん、再発・転移しても安心 ②入院・手術も安心 ③先進医療も安心

2. 商工貯蓄共済制度

～貯蓄・融資・保障の3つの充実～

商工貯蓄共済は、「貯蓄」・「融資」・「保障(集団定期保険)」の3つの機能を組み合わせた、商工会会員及びそのご家族、従業員の皆様の為の、商工会独自の共済制度です。掛金の一部を保険料にまわし、保険契約が結ばれることにより、万一の場合を保障されるとともに、掛金の殆どは貯蓄積立金として金融機関に預けられ、利息がついて皆様のお手元に戻る仕組みになっております。また、資金が必要な際には、融資の斡旋を受けることもできます。

貯蓄 掛金は1口月2,000円で、その大部分が貯蓄積立金となるので、知らず知らずのうちに資金の積立をすることができます。自己資金を充実させるのにピッタリです。

融資 商工会の所定の手続きにより、低利な融資の斡旋を受けることができます。

保障 掛金の一部が割安な保険料に充てられますので、万一の場合、保険金をお受取にすることができます。

3. 特定退職金共済制度

～商工会員企業のための従業員退職金制度～

優秀な人材の確保の為には、退職金制度の充実が欠かせません。特定退職金共済制度は、商工会（都道府県商工会連合会）が、国から「特定退職金共済団体」として承認を得て実施している退職金制度です。税法上有利な取扱が認められており、しかも手続きは簡単。この制度を利用して退職金制度の構築にお役立て下さい。

4. 業務災害保険制度

～企業向け賠償補償と従業員向け労災補償をセット～

万が一の「労働災害」から、企業を守るための保険です。労災保険では、①遺失利益が全額補償されない、②身体的・精神的苦痛に対する慰謝料が含まれていない等があり、労災事故で企業が損害賠償義務を負った場合に、労災差額リスクにより、経営に重大な影響を与える可能性があります。高額な賠償金支払義務に対応するため、業務災害保険が有効です。

5. 中小企業 PL 保険制度

～割安保険料で製造物責任対策は万全～

もし万一、PL 事故が発生したら……。PL 事故の発生は、決して他人事ではありません。企業の PL 対策の頼もしい味方となるのが「中小企業 PL 保険制度」です。全国約 8 万の中小企業の方がご加入されているこの制度は、平成 7 年 7 月の制度発足依頼、6,000 件を超える事故を受け付けている「安心の制度」です。

- 加入期間は、毎年 7 月 1 日からの 1 年間。もちろん、中途加入も可能です。
- 加入のタイプは、保険金の支払限度額に合わせて 4 タイプ。一般の他の保険に比べて、割安の保険料をご用意しました。

加入タイプ	S 型	A 型	B 型	C 型
支払い限度額 (期間中、対人・対物共通)	5,000 万円	1 億円	2 億円	3 億円
自己負担額(1 請求あたり)	3 万円			

6. 海外 PL 保険制度

～商工会のグローバルガード～

海外 PL 保険は、輸出した製品・商品により海外で生じた対人・対物事故によって負う法律上の損害賠償責任を補償し、海外展開を目指す会員企業のリスクを軽減します。

- ① 国外の賠償事故に対応するために、英文での約款で構成されています。
- ② 海外で PL 事故により損害賠償請求を受けた場合、保険会社が表示代行を行います。（ただし、現地の法令等により禁止・制限されている国・地域を除きます）
- ③ 「間接輸出品」(※1) 及び「グレーマーケット製品」(※2) が自動的に補償されています。

※1 部品・原材料メーカーである被保険者が国内の完成品メーカーに販売した生産物(部品・原材料)が当該完成品メーカーの製造した完成品に組み込まれて輸出されるもの

※2 被保険者が知らないまま、第三者によって輸出される製品

7. 全国商工会経営者休業補償制度

～けが・病気等による不意の休業にうれしい所得補償～

病気の時も、ケガの時も、就業不能による月々の所得を補償する画期的な制度です。

8. 全国商工会情報漏えい保険制度

～もしも個人・法人情報が漏えいした場合に備えて～

- 個人情報漏えい対策について、リスク診断サービスを無料提供いたします。
- 個人情報保護法に対応した商工会会員専用の商品です。(使用人等の故意も対象、他)
- 一般で加入するより割安な保険料で加入できます。
- 各種費用補償(見舞金費用・謝罪広告費用・コンサルティング費用等)が充実しています。

9. 小規模企業共済制度

～事業主のための国の退職金制度～

事業主にも退職金があれば……。確かな備えがあれば、事業をやめた時も安心です。小規模企業共済制度は、廃業や役員を退いた時などに備える、いわば「事業主の為の退職金制度」です。国が全額出資する中小企業基盤整備機構が、法律に基づいて運営している制度で、全国で132万件(平成28年度)の事業主が加入しています。毎月の掛金は、1,000円から70,000円までの範囲内で自由に選べ(500円刻み)、全額所得控除の対象となります。

10. 経営セーフティネット共済(中小企業倒産防止共済制度)

～取引先がもしものときに備えて～

たとえ自社の経営が順調でも、取引先が倒産したら……。中小企業倒産防止共済制度は、取引先事業者の倒産の影響を受けて、中小企業が連鎖倒産する、また、著しい経営難に陥る事態を防止する為の制度です。毎月一定の掛金をかけることで、万一取引先が倒産し、売掛金や受取手形などの回収が困難になった場合に、掛金総額の10倍の範囲内で共済金の貸付を受けることができます。毎月の掛金は、5,000円から200,000円までの間で、5,000円刻みで自由に設定。また、税法上損金(法人)または必要経費(個人)に算入できます。

11. 中小企業退職金共済制度

～中小企業でも従業員に退職金を～

中小企業の退職金制度を国がサポート！中小企業退職金共済制度は、独立行政法人「勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部(中退共)」が運営する有利な制度です。毎月の掛金は5,000円から30,000円迄(新規加入・月額変更の際、掛金の一部を1年間国が助成します。)で、従業員毎に任意に選択できます。法律で定められた国の制度ですので、安全・確実・有利。口座振替で、加入後も面倒な手続きや事務処理がなく、管理も簡単な退職金制度が手軽に作れます。また、中退共と連携しているホテル、レジャー施設等を、加入企業の特典として割引料金で利用することができるので、福利厚生の実にもなります。

**各種共済・事務代行などについてのご相談は、
商工会までお気軽にお尋ね下さい。**



事業資金のご案内

本来、中小企業への融資は民間金融機関が行いますが、民間金融機関からの融資を受けにくい中小企業者に対して、それを補完するものとして政府系金融機関が設けられています。また、全国一律的な政府系金融機関の融資では、地域間の経済事情の格差や実情の違いをカバーできないため、更に県において制度融資を設けています。

政府系—日本政策金融公庫

名称	貸付限度額	貸付期間（据置期間）	貸付利率	貸付条件・貸付対象
普通貸付	4,800万円	運転資金7年以内 （据置1年以内） 設備資金10年以内 （据置2年以内）	1.81% ～ 2.40%	物的担保及び諸条件により大幅な利率優遇あり
マル経融資	2,000万円	運転資金7年以内 （据置1年以内） 設備資金10年以内 （据置2年以内）	1.11% <small>（平成30年7月現在）</small>	無担保・無保証。 <small>常時使用する従業員が 商業・サービス業5人以下 製造業・その他20人以下</small> の事業者 商工会の経営指導を6ヶ月以上（原則）受けている方。 商工会の推薦が必要で、融資対象者の条件があります。

佐賀県制度金融

名称	貸付限度額	貸付期間（据置期間）	貸付利率	貸付条件・貸付対象
小規模事業貸付 （一般資金）	2,000万円	運転資金7年以内 （据置6ヶ月以内） 設備資金10年以内 （据置1年以内）	1.30%	原則として物的担保は徴せず、また、保証人については、保証協会の定めるところによります。
短期運転資金	500万円	運転資金1年以内 （据置6ヶ月以内）	1.20%	上記に同じ

神崎市小口融資制度

名称	貸付限度額	貸付期間（据置期間）	貸付利率	貸付条件・貸付対象
神崎市 中小企業融資金	運転500万円 設備700万円 <small>（合算限度額700万円）</small>	運転資金7年以内 （据置4ヶ月以内） 設備資金10年以内 （据置4ヶ月以内）	1.30%	原則として物的担保は徴せず、また、保証人については、保証協会の定めるところによります。保証料は全額神崎市負担。

※ 県及び市制度金融利用については、皆様が日頃親しく取引をされている民間金融機関を窓口として申込が出来ますが、全て商工会の副申（推薦）が必要となりますので、商工会より確認の連絡等を致します。（尚、県制度金融を利用される場合は、別途保証料0.45%～1.90%が必要です）

その他の融資

上記以外にも、県特別対策資金、セーフティネット保証制度等、事業内容や目的にあった制度金融が有ります。

（定例融資相談会のお知らせ）

日本政策金融公庫融資相談会 毎月 第1木曜日

佐賀県信用保証協会融資相談会 毎月 第3火曜日

会場は神崎市商工会の研修室です。

※ご相談を希望される方は、事前に商工会までご連絡ください。

会員事業所PR支援ホームページシステム「SHIFT」のご案内

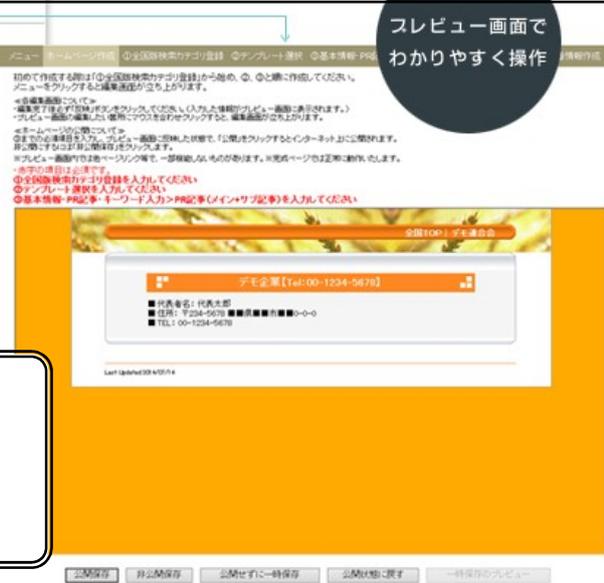
あなたのホームページが無料で開設できます!

- ・ 利用料や導入費は無料です。
- ・ インターネットの環境があれば操作できます。
- ・ 専門的知識がなくても大丈夫です。
- ・ 職員が操作説明いたします。

わかりやすい
メニュー画面



プレビュー画面で
わかりやすく操作



SHIFTはこんなことができます!!

- ・ 事業所の新着情報が商工会・県・全国のホームページに即時に掲載されます。
- ・ インターネット上で販売ができます。

神崎市商工会は

『ザ・ビジネスモール』に

参加しています

神崎市商工会は平成29年1月よりネットを活用した商取引支援サービス『ザ・ビジネスモール』に参加しています。是非ユーザー登録しご利用ください。(ユーザー登録は無料です)

● ザ・商談モール

全国25万の会員からの販路開拓・取引拡大の情報が集まっており、地域を越えて取引先を探す事が出来ますし、こちらから発信する事も可能です。製造業、卸小売業にオススメです。

● BM・テンポ

ひと月500円(6カ月間無料)でホームページを開設できます。お好みのレイアウトを選んで、写真と文章を入力するだけの簡単操作。フェイスブックなどのSNSと連動させる事も可能です。



<https://www.b-mall.ne.jp/index.aspx>
または
ザ・ビジネスモール で検索

神崎市商工会から
情報発信します



神崎市商工会



ID : tyn6295k

加入申込書

平成 年 月 日

神 埼 市 商 工 会 御 中

氏名又は代表者名

印

生年月日 (大正・昭和・平成)

年 月 日生

このたび、私は貴会の趣旨に賛同し、加入したく申し込みます。

名 称 (屋 号)			
事 業 所 住 所	〒 □	TEL FAX 携帯	
自 宅 住 所	〒 □	TEL FAX	
ホームページアドレス	http://		
メー ル ア ド レ ス			
業 種			
取 扱 商 品	※業務内容を具体的にご記入ください		
創 業 年 月 日	年 月 日	当 地 区 に お け る 営 業 年 数	
経 営 形 態	個 人		
	法 人 [有 限 会 社 ・ 株 式 会 社 ・ そ の 他 ()] 資 本 金 _____ 千 円 ・ 決 算 月 _____ 月		
税 務 申 告	自 主 申 告 ・ 公 認 会 計 士 委 託 ・ 税 理 士 委 託 ・ そ の 他 ()		
	青 色 申 告 ・ 白 色 申 告		
従 業 員 数	個 人 : 名 [内 訳 : 家 族 従 業 員 人 ・ 常 用 人 ・ 臨 時 人]		
	法 人 : 名 [内 訳 : 役 員 人 ・ 常 用 人 ・ 臨 時 人]		

※法人企業の場合は、会社法人の「全部事項証明書（謄本）」の履歴事項証明書もしくは現在事項証明書（コピー可）を添付して下さい。

商 工 会 記 入 欄	承認日	会員種別	所属部会		受付日	受付者印	基幹システム 事業所コード
	/	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 定款 <input type="checkbox"/> 特別	<input type="checkbox"/> 商業 <input type="checkbox"/> 工業 <input type="checkbox"/> 建設 <input type="checkbox"/> 観光 サービス	/			
	会員台帳(会費)		税務台帳		基幹システム		紹 介 者
	入力日	入力者印	入力日	入力者印	入力日	入力者印	
	/		/		/		

※受付者は内容を確認し、太枠の受付日・基幹システム事業所コードを記入後総務課をお願いします。

個人情報の取扱いについての同意書

平成 年 月 日

神崎市商工会 御中

住所 _____

氏名 _____

印

私は、以下に掲げる個人情報の利用について同意します。

1. 利用する個人情報

商工会加入申込書に記載されたすべての情報。

2. 個人情報の利用目的

取得した個人情報は、本会が行う経営改善普及事業及び地域振興に係る次の業務における必要な範囲に限り、商工会及び広域連携する商工会、都道府県商工会連合会、全国商工会連合会で共同利用します。

- ①小規模事業者等に対する、経営革新、経営一般、情報化、金融、税務、労働、取引、環境対策、記帳機械化等の相談・指導並びに講習会等を実施する上での計画、遂行、連絡
- ②総会や検定試験等の開催案内等
- ③産業祭・物産展等地域振興に係る事業を実施するうえでの計画、遂行、連絡
- ④国や県、市町村に向けた中小企業政策提言資料の作成
- ⑤その他、商工会法第11条の定める事業に係る業務

3. 商工会総会資料等（名簿）の作成、公表

商工会の行う業務に必要な商工会総会資料等に個人情報を使用し、名簿を作成、公表します。なお、公表後については、当会に誤りがある場合を除き、訂正・利用停止・消去の求めには応じません。

上記以外の目的で利用する必要がある場合には、あらかじめご本人の承諾を得ることを前提とします。

また、収集した個人情報の取扱いを外部に委託する場合には、委託先について厳正な調査を行ったうえ、個人情報の漏洩等の事故が発生しないよう適正な監督を行います。

本会は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・利用停止・消去等を求める権利を有していることを確認し、これらの要求（開示訂正依頼書による）がある場合には、異議なく速やかに対応します。

〔取扱金融機関〕
佐賀銀行・佐賀共栄銀行
佐賀信用金庫・佐賀東信用組合

預金者→商工会→金融機関

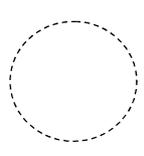
預金口座振替依頼書

平成 年 月 日

銀行
信用金庫 御中
信用組合

私は、神崎市商工会から請求される金額を私名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

収納企業名	神崎市商工会	料金等の種類	会費
-------	--------	--------	----

(フリガナ) 預金者名		金融機関への 届出印 
(フリガナ) 契約者名 <small>上記の預金者名と異なる ときに記入してください</small>		

取引金融機関名		種目	口座番号	銀行コード	店コード
銀行 信用金庫 信用組合		1.普通 2.当座			
支払方法	1. 半年払 2. 毎年払	振替日 6月15日 11月15日 金融機関休業日の 場合は翌営業日	振替開始	平成 年 月より	

支払い方法は1. 2どちらかに○をつけてください。

－預金口座振替規定－

- 金融機関に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
- 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から金融機関に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり神崎市商工会から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、金融機関はこの契約が終了したものととして取扱ってさしつかえありません。
- この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、金融機関の責めによる場合を除き、金融機関には迷惑をかけません。

金融機関 使用欄	(不備返却事由)	検印
	1. 預金取引なし	印鑑 照合
	2. 記載事項等相違 店名、預金種目 口座番号、口座名義	
	3. 印鑑相違	受付印
4. その他 (備考)		